



平成30年5月14日

各 位

会社名 理研計器株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小林 久悦  
(コード番号 7734 東証第一部)  
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 松本 哲哉  
(TEL : 03-3966-1121 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年6月27日開催予定の第112回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、有効期限である本総会終結の時をもって継続しないこととしたため、関連する現行定款規定第12条（新株予約権の無償割当に関する事項の決定）および第19条（株主総会の決議事項）を削除するものであります。
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定として、変更案第26条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (3) コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、経営の透明性をより高めるため、また、相談役および顧問を選定していない現状を鑑み、現行定款規定第30条（相談役および顧問）を削除するものであります。
- (4) 条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成30年6月27日（水）
定款変更の効力発生日（予定）	平成30年6月27日（水）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条 (条文省略)</p> <p><u>(新株予約権の無償割当に関する事項の決定)</u></p> <p>第12条 当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、<u>新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。</u></p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会の決議事項)</u></p> <p>第19条 株主総会は、法令または本定款に別段の定めのある事項のほか、<u>当社の株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</u></p>	<p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第20条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第18条～第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第26条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第28条～第29条 (条文省略)</p> <p><u>(相談役および顧問)</u></p> <p>第30条 <u>取締役会の決議により、相談役および顧問をおくことができる。</u></p> <p>第31条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第29条～第36条 (現行どおり)</p>

以上